

守り伝える活動“団体認定”制度がはじまります！

7月1日～受付開始

制度の概要

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（福岡県・宗像市・福津市・宗像大社）が、世界遺産を守り伝える活動を行う法人又は団体を認定します。

守り伝える活動の4ステップ

■ 法人又は団体

STEP 1 申請

協議会HPから申請様式をダウンロードして必要事項を記入し、メール等で申請。

まずは認定！
2年間有効！

認定

STEP 2 活動予定を連絡

協議会HPから活動予定書をダウンロードして必要事項を記入し、メール等で連絡。

STEP 3 守り伝える活動

守り伝える活動を実施！

STEP 4 活動報告

協議会HPから活動報告書をダウンロードして必要事項を記入し、メール等で報告。

□ 協議会

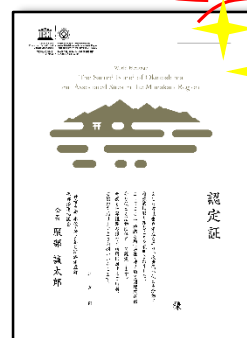
- 協議会が申請内容を確認し、認定証を交付。
- 協議会HPに団体名を掲載。

一般参加者を募ることもできます！

- 協議会HPに活動予定を掲載。

活動報告をみた団体同士の交流が生まれることも！

- 協議会HPに活動報告を掲載。
- 毎年度1回感謝状を贈呈。



シリアルNo.
入り認定証！

お問い合わせ先

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

福岡県九州国立博物館・世界遺産室（〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7）

TEL: 092-643-3162 Mail: sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp

www.okinoshima-heritage.jp（7月8日HPリニューアル予定）

